

## ポスターやリーフレットをご活用ください。

- マイナ保険証での運用が始まっている旨を患者に周知するための、ポスターや、リーフレットを用意しております。
- 右の二次元バーコードよりダウンロード可能ですので、是非ご活用ください。



各種資料はこちら

## 詳細は「施術所等向け総合ポータルサイト」をご確認ください。

- オンライン資格確認に関する情報や、導入の手引きを公開しています。
- オンライン資格確認（資格確認限定型）の「利用申請」、「補助金申請」、「併設申告」等を行うことができます。

各種申請を行うには、事前にユーザー（アカウント）登録が必要です。

**施術所等向け総合ポータルサイトのユーザー登録がお済みでない方は登録をお願いします。**

### ポータルサイトに今すぐアクセス！

右の二次元バーコードを読み取るか下記キーワードを検索して、アクセスしてください。

施術所等向け総合ポータルサイト

検索



## お問い合わせ先：オンライン資格確認等コールセンター

オンライン資格確認(資格確認限定型)の概要・各種届け出書類、導入・準備に係る対応、費用補助(金額や手続き等)のご不明点は、コールセンターにお問い合わせください。

☎ 0800-080-4583 (通話無料)

月～金 8:00～18:00

土 8:00～16:00 (いずれも祝日を除く)

✉ お問い合わせフォーム

施術所等向け総合ポータルサイト下部の「メールでのお問い合わせ先」にご用意しているフォームに返信用の連絡先とお問い合わせ内容を入力し送信することで、担当者から回答があります。

※ 回答までに日数を要する場合があります。



お問い合わせフォームはこちら

柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の皆様

令和6年11月

## オンライン資格確認(資格確認限定型)と 財政支援等について

12月2日以降、  
施術所等※におけるオンライン資格確認  
(資格確認限定型)が義務化されます。

※ 受領委任払いを行う柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の施術所等

詳しくは中面をご覧ください。



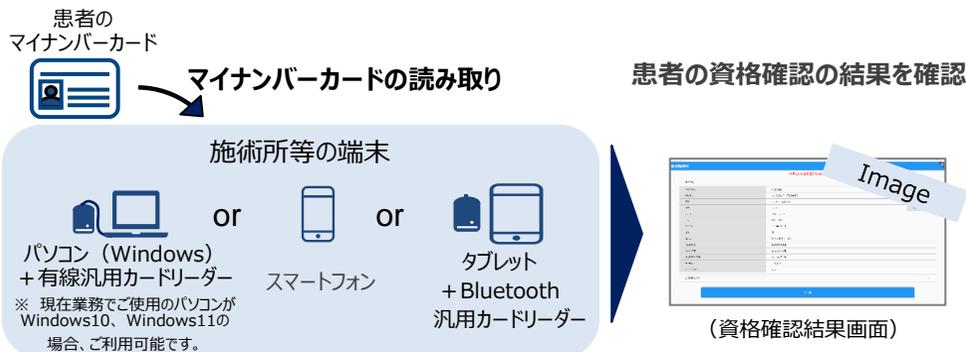
# 令和6年（2024年）12月2日の健康保険証の新規発行の終了を見据え、 受領委任払いを行う柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師の施術所等では 令和6年12月2日以降、オンライン資格確認（資格確認限定型）が義務化となります。

## 健康保険証の新規発行終了について

- 令和6年（2024年）12月2日より健康保険証の新規発行を終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されます。
- ※ 12月1日までに発行された健康保険証は最大1年間有効です。

## オンライン資格確認（資格確認限定型）について

- 施術所等で準備した端末（パソコン・タブレットに接続した市販の汎用カードリーダー、スマートフォン）を用いて利用者のマイナンバーカードを読み取り、**利用者の保険資格情報をその場で確認できます。**
- 7月末より、資格確認結果検索機能等が追加され、**資格確認結果を翌月末までは再度確認することができるようになりました。**



## レセコン連携機能について

- レセコンを導入している施術所等については、12月以降、**オンライン資格確認した結果をレセコンに自動連携することが可能となります。**
- 自動連携のためにはレセコンの改修が必要です。改修可能な時期や費用については、お取引のあるレセコンベンダにご確認ください。

## オンライン資格確認の導入に対する財政支援について

オンライン資格確認（資格確認限定型）の導入（パソコン・タブレットに接続する市販の汎用カードリーダー、モバイル端末の購入）に対して費用補助を行います。

**基準とする事業額 4.1万円を上限に、実費補助されます。**  
**補助金の申請期限は、令和7年2月1日までとなっております。**

補助の内容に関する詳しい情報は、**施術所等向け総合ポータルサイト**をご確認ください。

## 「柔道整復師の施術所」と「あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師の施術所」の併設時の対応について

- 「柔道整復師の施術所」と「あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師の施術所」の併設施術所においては、併設申告※を行うことで、1つの端末を兼用し、双方で資格情報を閲覧する運用が可能となります。
- 併設申告を行わない場合は、両方の施設でのオンライン資格確認の導入が義務となります。併設申告を行っている場合は、従たる施術所のオンライン資格確認の導入義務化は免除されます。

あん摩マッサージ師、  
はり師、きゅう師の施術所



柔道整復師の施術所



1つの端末を兼用

※ 併設申告は、施術所等向け総合ポータルサイトから申告いただけます。詳細はポータルサイトをご確認ください。